

第1章

「法と開発」研究とは何か

— 研究ノート —

山田 美和

要約：

1990年代以降開発援助における法制度改革支援の興隆とともに「法と開発」研究が盛んに行われているが、開発において法はどのような役割をはたすのかという根本的な疑問はいまだ究明されていない。法を開発を導く道具とみなして法と開発の関係を実証しようとする研究は、法制度を表す変数の設定およびその変化によって決定されたとする開発の定義自体に問題点を有する。

キーワード：

法と開発、法制度改革支援、開発援助、法の支配、経済成長、制度変化、開発

1. 「法と開発」研究と法制度改革支援

「法と開発」研究は、開発途上国の政治、経済および社会の発展に法がどのような役割を有するかを問いながら、開発援助における法制度改革支援と

いう実践に併走する研究である。その出発点は、1960年代初めから1970年代前半に行われたアメリカの法学者による法と開発運動 (Law and Development Movements)である。当時アメリカの法学者は、単線的近代化理論にもとづき、市場経済および民主主義を生み出すために法が重要であると謳い、第三世界に西欧近代型の法制度を構築することを支援した。まもなくこの運動は、それを推進するアメリカ人自身の自民族中心のかつナイーブという自己批判によって失敗の烙印を押され消滅していった (Trubek & Galanter [1974])。時を経て、1980年代終わりから1990年代にかけての旧ソ連の瓦解と東欧諸国の民主化・市場経済化に際し、開発援助機関によって開発途上国に対する法制度改革支援が推進され、開発における法の役割があらためて注目されるに至った。

1990年頃から法整備支援を本格的に開始した世界銀行の副総裁兼最高法律顧問であったイブラハム・シハタは、開発における法の役割の重要性を示す論拠として制度派経済学を引いている。「法の支配によって、取引費用がより低くなり資本へのアクセスがより増し、公平な経済活動の場を維持することになる。これらの経験により、経済発展に関する近年の論文は、制度派経済学により重点をおき、適切で機能する法的枠組みを設立し維持することによって制度の質を保つことができると述べている。」(Shihata [1997]) 新制度派経済学として広く知られているダグラス・ノースの理論によれば、不完全な市場では、取引相手を見つけたり、取引対象物の属性を調べたり、取引条件を交渉したりする費用、いわゆる取引費用が存在する¹。この取引費用を決定するのが制度である。伝統的村落社会での顔見知り同士の取引からより複雑な取引がおこなわれるよう発展した社会には、取引契約の履行の不確実性を取り除くべく政府による執行制度が確立された。ノースは、政府が公平で中立な第三者として契約の履行強制したことによって取引費用が下がり没个性的な交換が促進されたことが、先進国と途上国の相違点であると論じている(North [1990])。この理論は、開発途上国の開発のために開発途上国に先進国が有するような法制度を構築しそれを強化することの必要性を立証する

よう単純に解釈され、巨額の開発援助資金が注ぎ込まれている現在の法制度改革支援プロジェクトの理論的支柱となっている。

1998年 Thomas Carothers は「法の支配の再現」と題したエッセイで、開発援助における「法の支配」旋風を以下のように評した。「西洋の政治哲学の重要な部分である法の支配という概念は突如として、グローバル時代の新進の重要課題として新たな出番を謳歌している。疑うべくもなく、これは平和で自由な繁栄する社会における人生において重要である。しかし、独裁政権や計画経済から移行しようとする国におけるあらゆる病に対する万能薬としてのこの突然の興隆について、患者および処方箋を施す者は注意しなければならない。法の支配は、国々が初期の比較的容易な政治的経済的自由化の段階からより深いレベルの改革まで進むことを約束する。しかし、この約束が果たされることは困難であることが判明しつつある。」(Carothers [1998: 95])

1990年代以降開発援助実務における法制度改革支援の興隆とともに、法と開発にかんする研究が経済学者、法学者、政治経済学者や実務家によって数多く著され、「法と開発」研究は新たな活況を呈している。しかし、法の支配を他国において促進することについての問題は、いまだ解決されていないと再び Carothers は指摘する。法の支配は経済成長および民主化に貢献するという、援助機関によれば今や自明とされている論理的根拠は、実はいまだに不明であり、法の支配を促進する者も、法の支配が社会においてどのように進展し、そのような進展が単に制度的形式を模倣する努力を超えてどのように刺激されるのか。さらには、法の支配を構成する制度に特定の変化がもたらされることによって、社会全体にどのような効果があらわれるのかということもいまだ解明されていないのである(Carothers [2003])。

この指摘は、法制度改革支援の盛んな現在の状況においても、法と開発を研究する者が問い続けなければならない3つの問題があるという Davis & Trebilcock [2001]の指摘と呼応する。その3つとは、まず、開発において法はどのような役割をはたすのかという根本的な疑問である。「法と開発」研究と称される研究は、この疑問に真っ向から向かわずして存在し得ない。そして

第2に、開発において法が一定の役割をはたすとして、ある国では開発を促すような法制度をつくりあげてきたのに、そうでない国があるのは何故なのか。そして第3に、開発を促進する法制度の設立がまだ進展していない国においてそのような法制度の出現を促進するためには、どのような段階を経て進むことができるのだろうかという問題である(Davis & Trebilcock [2001: 21])。

本稿は、いまだ重要な問題に解が見いだされていないと厳しく批判される「法と開発」研究は、どのような理論にもとづいてどのような実証研究がなされてきたのか、そしてその方法論の問題点について、現在の楽観的な法制度改革支援を批判する Kevin E. Davis [2004] におもに依拠して議論する。最後に「法と開発」研究の方向や課題について言及する。

2. 「法と開発」研究の理論

「法と開発」研究には、まず開発をどのように捉えるか、そしてその開発にかんして法がどのように関係するのかについて、いくつかの理論的見地が存在する。「法と開発」研究の各々はその基礎をいずれかの理論においている。これらの理論や考え方は、国際開発援助の動静に影響し、また影響されてきた。Davis & Trebilcock [2001]を参考にしながら整理してみよう。

1) 近代化論

近代化論では、開発は究極的には西側と同様の経済、政治および社会制度をもたらす、社会の分化の増加という不可避で革新的なプロセスと定義される。1960年代から1970年代初めにかけて行われたアメリカの法学者による法と開発運動の主唱者である Trubek & Galanter [1974] によれば、それは第三世界の国々の制度が西側先進国社会の制度へと収斂するプロセスであり、よって第三世界の伝統は低開発とみなされた。自由市場システム、複数政党制にもとづく自由民主主義にもとづく政府機関および法の支配の創造が究極の

目的とされた。この理論の源流はウェーバーにあり、財産権法、商法、人権法および行政法を含む広範な法制度の存在を発展した状態とみなす。また法の支配を維持するために有能で独立した司法が存在することを重要視する。開発のプロセスは西側先進国の法制度を開発途上国に移植することにより促されるという見方をする。

初期の法と開発運動が終焉した要因は、この近代化理論に無条件に依拠したことの誤りにあると Trubek & Galanter [1974]により回顧されたが、1990年代以降現在に見る、経済開発を促進するために法制度を整備するという法制度改革支援の論理は、いまだこの理論と通底すると観察される。

2) 従属論

従属論者は、異なる国々が同様の開発の形態、すなわち西側先進国と同様の経験をすることが期待されるべきであるという近代化理論に異を唱える。低開発国（周辺）の開発は、先進国（中心）との複雑な経済的、政治的、文化的関係のなかで起こるものであり、先進国との関係に不可避免的に制限されている。つまり従属させられている周辺には近代化論は適用されないという。その根をマルクス主義にもち、プレビッシュにより提唱されフランク、アミンに引き継がれた従属論に影響された法学者は、低開発国の開発を促すために先進国から移植された法制度に依存することの利点について懐疑的である。しかし、法が政治的社会的変化をもたらす道具であるとみなす限りにおいては、従属論者は法の再分配的可能性を重視する。抑圧的な土地所有制度を改革し土地を再分配することや、教育、保健サービス、食料、住居、雇用や収入への権利など経済的社会的権利を憲法によって保障することなどの社会主義的改革を提唱する。

3) 経済成長論

開発にたいする現代の見方のなかで最も顕著なのは、国全体の経済成長を促す政策に焦点を絞っている経済成長論である。この経済成長論のなかでも

国家および法制度の役割をどう見るかは様々な見方があるが、初期の成長論者は開発途上国における市場の失敗に対し国家の大きな役割によって経済構造を改革することを唱え、反対に近年の新古典派またはネオリベラルな理論では、国家の役割を縮小し市場の役割を拡大することを唱える。

ノースに代表される新制度経済学は、国家とそれを構成する制度を開発のプロセスにたいして内生的であるとみる。制度がどのように設計され機能するかが国の発展にとって重要な決定因子とみなす。新古典派経済学が完全市場を想定するのに対して、ノースは市場経済とは元来不完全なものであるとの認識に立脚し市場を補完するものとして制度をとらえ、経済発展と制度の関係、制度の機能や起源を論じた。

制度論者は、法的ルール、執行制度および組織から構成される法制度が開発における積極的な役割を有すると主張する(World Bank [2002: 3])。現在では特定の法制度、すなわち私的所有権、契約法、会社法、破産法、税法などの確固とした制度の設立が経済成長を導くというコンセンサスの存在を前提として、世界銀行をはじめとする援助機関によって法制度改革支援が盛んに行われている。

4) 福祉論

福祉論者は、経済成長が人間の幸福のすべての重要な面をとらえているという成長指向論者の前提に異を唱える。GNPや人口ひとりあたりのGNPの計測は、富が不均等に偏在している状態、とくに女性や民族的少数派が不平等な状態にあることを捉えていない。GNPの計測は、健康や教育や政治的経済的自由という人間にとっての重要な幸福を見落としていると主張する。

5) フェミニズム

開発にたいするフェミニストの見方は時代に応じて展開している。初期は開発途上国社会において伝統的役割を担っている女性が保健や食料補助などの公的サービスに適切にアクセスできるようにすることに重点がおかれた。

次には、男性中心の経済システムの中に女性を統合させることを促すことが開発のステップと考えられた。より近年では、女性の福祉全体に影響を与える要素に注目がおかれ、また現在では、女性のセルフ・エンパワメントの促進に重点がおかれる傾向にある。開発途上国において、女性の公的および私的空間における権利の改善のため、家族法、財産法、雇用法、刑法や人権法に焦点があてられてきた。究極的には、女性のエンパワメントは立法、行政および司法プロセスにおいて女性が重要な役割を与えられることを要求する。

6) 持続可能な発展

持続可能な発展論は、環境の質と現在および将来の世代の人間の幸福との因果関係に重点をおく。汚染を制限し環境保全を促進する法的ルールの採用をもとめる。人間と環境との相互作用に影響するルールの形成にはできるだけ多くの利害が考慮されることを保証する法制度を採用することも提唱する。また特定の生態系の環境に密接に結びついた生活をしている人々に特に配慮が求められる。したがって、この持続可能な発展論は、国際公法、憲法、行政法、民事手続および財産権法の改革に関わる。

上記の法と開発のありかたについての主な考え方は、国際開発援助に様々な形で影響を与えてきた。研究者による理論が国際開発援助に影響を与えると共に、開発援助機関による実務的命題も「法と開発」研究に新たな見方を加えているとも言える。たとえば、1997年に世銀により提唱された包括的開発フレームワークでは、法制度改革がその柱のひとつとして取り上げられ、法と開発という研究領域の認知度を高めたとも言えよう。さらに、2003年に報告書が出された「人間の安全保障」という概念は、犯罪防止も開発のためのソフトインフラ基盤とされ、国家治安にかんするセクターの改革はガバナンスおよび開発を強化するすべての戦略の重要な部分であると指摘しており(Commission on Human Security [2003])、「法と開発」研究対象を拡大する示唆を有するとも解釈される。これらは、理論および実務における開発の概念の

変遷が、開発と法との関係をどのようにとらえるかということに影響を
していることの証左といえよう。

3. 法と開発にかんする実証研究

前節で法と開発との関係に対するいくつかの見方を紹介したが、いずれの
考え方も、法制度の適切な設計をもとめ、開発を達成するにあたり、法制度
が独立した道具的役割をはたすという信念にもとづいている(Davis &
Trebilcock [2001: 22])。初期の法と開発運動は、公式の法制度の改革は開発途
上国における社会的経済的状況にたいして効果を生み出せなかったと結論づ
けられているが(Trubek & Galanter [1974])、現在行われている法制度改革支援
が同じ失敗を繰り返さないためには、法制度改革が開発途上国の開発に資す
ることが証明されなければならない。1990年代以降数多く発表された法と開
発の関係にかんする研究は、世銀のエコノミストによるものをはじめとして、
法制度と経済成長の相関関係を実証しようとするものが圧倒的に多い。これ
らは、法制度を表していると思われる法的変数を含むいくつかの変数の開発に
対する効果を複数国において横断的に調査するものや、特定の実定法の改革
にかんする研究がある。

前者においては、法の支配を測定する変数と社会および経済開発の測定と
の間の因果関係の存在を示す研究が歴大に存在する。Davis [2004]は、法の支
配が重んじられているかについてもっとも知られているデータとして、イン
ターナショナル・カントリー・リスク・ガイド(ICRG: International Country Risk
Guide²)を取り上げている。これは、複数の国において法と秩序を匿名の専門
家によって評価させ計量化したものである。変数は法と秩序というふたつの
構成要素に分けられ、法は法制度の強さおよび公平性を、秩序は法にたいす
る一般の遵守を、ゼロから3までのポイントで評価する。それぞれの構成要
素は、司法制度、犯罪率などの質問項目にさらに分けられている。このデー
タについて、Davis は、この変数には法制度に直接かかわる法曹とそうでな

い一般の人々の行動にかんする情報が含まれていると指摘する (Davis [2004:149])。したがって、この法の支配の測定が純粋に法的変数とすることは難しい、ひいては、法の支配と発展の因果関係を示す研究は、法制度の設計と開発の成果との関係について説明してはいないと批判する。たとえば犯罪率が低いということも、刑法上の厳罰化などが要因ではなく、犯罪を告発することが躊躇される社会が要因とすれば、法制度とは関係ないともいえる と指摘する。さらに、このデータは人々の主観にもとづくものであり、その主観のもととなる情報はメディアなどの法的でないものによって影響される (Davis [2004: 150])。Davis が指摘する問題点にもかかわらず、ICRG で使われている変数に加えて、さらに犯罪による損失とコスト、外国人の誘拐、銀行における腐敗などの変数という主観的な法的でない情報をとりこんだ、法の支配にかんする指標 (Kaufmann et al. [1999]) が世界銀行によって作られた。これらの指標は、法の支配という抽象的概念を数値化した結果、特定の法制度についての言及を欠くため、その有用性は限られていると指摘する (Davis [2004:151])。

特定の法分野にかんする研究としては、財産権と契約執行にかんするものが多い。しかしこれらにおいて財産権や契約執行という言葉は、法律専門家でない者によって大雑把に表現され、あらゆるタイプの法的規範を意味する言葉として使用されていることがままある (Davis & Trebilcock [2001])。

財産権にかんする研究について Davis は、財産権の侵害の可能性について法制度以外の情報を取り込んでしまっており、そのデータからは法制度自体の機能を分析できず、改革の指針として使用することは難しいと指摘する³。契約執行についても、法的要素以外のものを変数として取り込んでしまっているデータばかりであると指摘する⁴。2002年世界開発報告書「市場のための制度(Institutions for Market)」に法制度改革の必要性の根拠として掲載された研究⁵についても批判をしている (Davis [2004: 159])。この調査は、109カ国において、商事紛争の代表として(事実認定に争いのない) 借入人の立ち退き、債権の回収というふたつの事件における必要な法的手続の段階の数と各

段階の所要日数について法律事務所に回答させ、それを指標化し、対象国の GNP の高低と関係づけたものである。効率度は所要日数という長短で測られる。訴訟手続の複雑度については、どの程度法律用語や法的正当化が必要とされるか、訴状や判決文の送達はどの程度複雑か、弁護士による代理が必要か、口頭か書面によるかなどについて質問している。しかしこれは賃借人の退去と債権の回収という特定の事件についてしか調査されていないので、その国における契約執行全体についての計測ではない。さらに、法律専門家に対する調査から国を比較できるデータを得るには、特定のシナリオについて聞くことが必要であったため、それは用意されたシナリオ以外の多様性について情報を得る可能性を狭めてしまっている。実はその多様性こそが、用意した基本路線のシナリオよりも、その事件の契約執行についてより関連性がある場合が多々あると指摘している(ibid.)。このような指摘にもかかわらず、世界銀行はこれらの研究から、所得レベルの高低にかかわらず訴訟の複雑度は変わらないが、所得の高い国では効率度は高い。その理由は所得が高い国では優れた執行能力と高い人的資本が手続の複雑さを相殺して効率をあげていると結論づけている (World Bank [2002: 121])。

4. 実証研究の方法論についての問題点

法的変数をつかって開発の程度を説明しようとする統計的分析の方法について、Davis [2004]は以下の3つの問題点を指摘する。

第1の問題点は、法的変数の選び方とそれらが社会の法制度を実際に有効に表している情報なのかどうかということである。つまり、選ばれた法的変数が、開発を促進するためにどのような法制度改革が必要なのかを抽出できるように、法制度の特定の特徴を明らかにしていなければ、有効な情報とはいえない。そのような情報でなければ、法制度の特定の性質を修正することによって社会の発展を促進することが可能であるという楽観的な主張を裏付けることはできない(Davis [2004: 146])。

法制度の特徴を測定しているとされる変数が捉えようとしている事項にかんする有益な情報を実は捉えていないという誤りは、さらに3つに類別される(ibid.)。まず第1に、問題となっている変数だけが法制度の性質を表しているわけではないことである。法制度は規範と人々から構成されるものであり、どこまでの規範と人々を法制度に含めるかは定かではないが、限られた変数を使うことによって、社会やそこに生きる人々の特質を把握し損ねることになる。また、法制度に関係しない規範や人々のみに言及している変数は、法的変数とはいえないであろう。さらに、法的要素とそうでない要素の相互作用の結果を表す変数(よく使われるのが犯罪率)は、法制度を改革することによってどのように変動するのかということが明らかでなければ、法制度改革を導くものとしての使い方は限られよう。第2に、法的変数は不正確であることである。すなわち、法制度改革の実務の手引きとするには、法的変数が法制度のあまりにも広い範囲の特徴をとらえようとするからである。たとえば、法制度の質を計測する変数は、有限の資源しかない改革者にとってはあまりにも総和的である。また、変数につけられた名称が計測しているものと少なくとも通常の使い方に対応していないことが不正確をまねいていることもある。第3には、法的変数といわれているものが社会の改革できない特質を表していれば、法制度改革にとっては有用ではないことである。純粹に歴史的情報をとらえた変数はその例である。法制度がその起源をイングランドかフランスかということは、現在の法制度の特質を直接明らかにするものではないし、それと低開発を結びつけたところで改革者にとっては大した指針にならない。

開発における法の役割にかんする楽観的な統計的分析にたいする第2の問題点は、研究者が彼らのデータから導き出す法と開発の関係についての推論である(Davis [2004: 147])。すなわち法と開発の関係は、法制度の特質および開発のレベルを変化させるいまだ観察されていない要素の存在を反映して結論づけられた因果関係なのである。つまり法制度の特質と開発のレベルの間の因果関係は何ら示されていないのである。この誤りの典型例が、前節に挙

げた世界銀行による所得レベルと司法の効率性との関係にかんする結論である。さらには、その関係の重要な構造上の特徴が捉えられていないことである(Davis [2004: 148])。たとえば、実際は非直線であるのに直線の比例関係と特徴づけてしまう。司法の効率性もある程度まで到達すればそれ以上はあまり意味をもたない。法と開発の関係を誤って述べることは、高いレベルの開発を主に法制度改革に帰することになりかねない。事実、開発というものは、少なくともある程度は、法制度と道徳や経済的不平等などの社会の別の特徴との相互作用によって説明されるものである(ibid.)。

制度の変化はどのようにおこるのかについてノースは、制度変化の長期的な源泉は、人々の認識や動機や学習といった主観にかかわる要素に求められると論じている(North [1990])。たとえば、相対価格の変化は、個人の選択に変化をあたえ制度変化の要因となるが、相対価格は人々の主観というフィルターを通して解釈される。しかし人々の主観がどう形成されるかは解明されておらず、制度変化は、その制度を構成する法制度というフォーマルなものと社会的拘束力や慣習、伝統などのインフォーマルなものの抑制や強制方法とがゆっくりと変化することにより漸進的に実現するという(Ibid.)。制度の変化が人々の主観によるのであれば、その変数を法的なものだけに切り離すのは現実において意味をなさないことになる。法と開発の関係にかんする実証研究の方法論の問題点は、つまるところ、制度をどう定義するか、法制度を決定する法以外の因子をどう把握するか、さらには開発にたいする法制度以外の影響をどう考慮するかである。

そして最後に第3の問題点は、従属変数をどう選択するかという点である(Davis [2004: 145])。開発のレベルを計測するために選ばれた変数が、社会の開発の促進に関連するすべての特徴を正確に捉えているのかどうか。たとえば、もっとも頻用されているある社会におけるひとりあたりのGNPの値は、本当に発展した社会が有するであろう、人々の寛容さや尊敬の念、広く分配された機会などを表すことはできないと指摘する(ibid.)。これは開発とは何かという根本的な問題である。すなわちある者が開発における法の役割と機

能をどう捉えるかは、つまるところ、その者が開発という概念をどう捉えるかによるということである(Paul [2003])。

5. おわりに

「法と開発」研究は、法制度改革支援という開発援助の実務なくしては存在しないであろう、極めて政策指向的な研究領域である⁶。開発援助機関からは、法制度改革支援という実務の論理的かつ実証的裏付けを求められている。開発という目標達成のために法制度が独立した道具的役割をはたすという論理およびそれにもとづく実証研究は、援助機関および被支援国双方にとって与しやすい。その好例として、世界銀行は、法を中立的な道具、法制度改革を技術的なものとみなすことで、法制度改革支援を開始することができた。被支援国の政治的問題に介入することを自らの設立協定で禁止されている世銀は、開発のための国家の社会的経済的資源の管理において力が行使される態様をガバナンスと定義し、グッド・ガバナンス実現のための公務員制度や法制度の改革は、世銀のマネートから逸脱するような政治力の行使による国家運営とは明確に区別されるものであると論じた。ガバナンスという概念は、国家の政治的権力の行使と区別されることにより、国家運営にかかわるあらゆる制度や組織をも世銀の援助による改革の対象とすることを可能にした⁷。法にたいする道具的見方は、私的所有権の保護、契約の執行性を強調する新制度派経済学に代表され、この理論についてはクロス・カントリーの計量的研究が数多くなされ、その結果が援助機関に利用されている。それらは一見、法制度は、開発という結果に重要で独立した因果関係をもつという楽観的な主張を裏付ける証拠を提供しているように見えるが、それらの問題点は前節で議論したとおりである。

法をある開発目標を達成するための道具としてとらえる道具論に対し、道義論は法の支配それ自体が国およびそこに生きる人々にとって価値のあるものであるとする(Daniels & Trebilcock [2004: 104])。国の法の支配へのコミット

メントがその国の開発にとって重大な決定因子であるという点は、道具論と同じであるが、義務論は、Sen [1999] が述べるように自由としての開発を考えるなら、法の支配は自由を保障する限りにおいて、それが開発の測定値に与える影響は別にして、本質的に価値のあるものであると主張する (Daniels & Trebilcock [2004: 104])。自由を保障する法の支配の普遍的価値に万人が首肯するとしても、法制度改革支援という実務の裏付けとするには可視的ではないものは議論されにくい。現実には自由を保障する法の支配を否定する被支援国にとっても、経済成長を促す道具としての法制度改革のほうが取り組みやすい。しかし、経済成長を促進するという名目で行われている法制度改革支援は、その被支援国において、Tamanaha [1995] のいう、1) 政府が公に議論された場でつくられたルールに従い行動し、市民の市民権を尊重する、2) すべての事件を中立に公平に扱う倫理を体現する司法機関が存在する、という最小限の法の支配の条件さえも満たされようとされていない現実を放置しているのではないだろうか。法制度改革支援に着手するにあたり、たとえば世銀は、その政治的要素をレトリックで排除することによって、法制度を非政治的な中立的なものとして、その改革支援を推進してきた。しかしそのような支援が被支援国の法の支配の確立にどれだけ寄与してきたのであろうか。この現実には、法制度改革の障壁は、技術的財政的でも歴史的文化的要因でもなく、つまるところは政治経済的要因にあるとする Daniels & Trebilcock [2004]の主張に逢着する。

「法と開発」研究における課題は、偏りのない実証研究の積み重ねであろう。それが道具論にもとづく定量研究であるならば法的変数の精緻化、そして従属変数とする開発の定義の精緻化、そしてその関係の解明であろう。その相関関係がなくても、法の支配そのものに本質的に価値をあることを共有できるよう、そして現実の法制度改革支援への政策提言たりうるには、被支援国の政治経済上の障壁を取り除く方法を示すことであろう。「法と開発」研究は、開発をどうとらえるか、そして法をどう捉えるかという不断の考察である。

[注] _____

- ¹ 取引費用の概念の起源は Ronald Coarse による。
- ² <http://www.prsgroup.com/ICRG.aspx>
- ³ 財産権にかんする調査として Heritage Foundation/ Wall Street Journal による Economic Freedom Index や 1997 年世界開発報告書にある世銀による 69 カ国 3,000 社に対する意識調査が挙げられている。これらについては世銀のホームページ参照のこと。
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTPUBLICSECTORANDGOVERNANCE/>
- ⁴ Clague et al. [1999]のある国の通貨供給量にたいする非流動資産の割合を調査した CIM (Contract Intensive Money: 契約が執行できる社会ほど非流動資産を有しているという理論)や ICRG および World Business Environment Survey を挙げている。詳細は同上世銀ホームページ参照。
- ⁵ Lux Mundi Project 2002 年世銀開発報告書のバックグラウンドプロジェクトとして行われたプロジェクト。その詳細は Djankov et al. [2003]。Lux Mundi は法律事務所の国際的民間組織。詳細は <http://www.lexmundi.com> を参照。
- ⁶ 安田は、それを開発法学として、開発途上地域の法と政治・経済・社会発展とのさまざまな関係を究明し、そこで得られた知見を動員することにより、政策提言とともにその批判的検討を行うことと定義する (安田[2005])
- ⁷ 世銀のガバナンス論と法整備支援の論理については山田[2002, 2007]。

参考文献

<日本語文献>

- 安田信之 [2005]『開発法学——アジア・ポスト開発国家の法システム』名古屋大学出版会。
- 山田 美和 [2002]『『法整備支援』の論理についての一考察——世界銀行と日本政府開発援助』『アジアの経済社会開発と法』作本直行編. アジア経済研究所。
- [2005] 「貧困の法学——開発援助における法と貧困」(『アジア研究ワールドトレンド』6月号)。
- [2007] 「『進化』する開発概念——世界銀行の反マネーロンダリング支援を題材に」(『国際開発研究フォーラム』第34号、3月近刊)。

<英語文献>

- Commission on Human Security [2003] *Human Security Now*, New York: UN Publications.
- Carothers, Thomas [1998] “The Rule of Law Revival,” *Foreign Affairs*, Vol.77, pp 95-106.
- [2003] *Promoting the Rule of Law Abroad: The Problem of Knowledge*, Carnegie Paper No.34, Carnegie Endowment for International Peace.
- Clague, Christopher, Philip Keefer, Stephan Knack and Mancur Olson [1999] “Contract-Intensive Money: Contract Enforcement, Property Rights, and Economic Performance,” *Journal of Economic Growth*, Vol.4, pp 185-211.
- Daniels, Ronald J. and Trebilcock, Michael [2004] “The Political Economy of Rule of Law Reform in Developing Countries,” *Michigan Journal of International Law*, Vol.26, pp 99-140.
- Davis, Kevin E. [2004] “What Can the Rule of Law Variable Tell Us about the

- Rule of Law Reforms?" *Michigan Journal of International Law*, Vol.26, pp 141-161.
- Davis, Kevin E. and Trebilcock, Michael J. [2001] "Legal Reforms and Development," *Third World Quarterly*, Vol.22, No.1, pp 21-36.
- Djankov, Simeon, Rafael La Porta, Florencio Lopez-de-Silanes and Andrei Shleifer [2003] "Courts," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 118, pp453-517.
- Hatchard, John and Perry-Kessaris, Amanda eds. [2003] *Law and Development: Facing Complexity in the 21st Century: Essays in honour of Peter Slinn*, London: Cavendish Publishing Limited.
- Kaufmann, Daniel et al. [1999] *Governance Matters*, Policy Research Working Paper No. 2196, The World Bank.
- Kennedy, David [2003] "Laws and Developments" in Hatchard & Kessaris eds. [2003].
- North, Douglass C. [1990] *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Pistor, Katharina and Wellons, Philip A [1999] *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-1995*, Oxford; New York: Oxford University Press.
- Paul, James C N [2003] "Forward: Law and Development and Peter Slinn" in Hatchard & Kessaris eds. [2003].
- Shihata, Ibrahim F.I. [1991] *The World Bank in a Changing World*, Vol.1, Dordrecht; Boston: M. Nijhoff Publishers.
- [1995] *The World Bank in a Changing World*, Vol.2, Dordrecht; Boston: M. Nijhoff Publishers.
- [1997] *Complementary Reform: Essays on Legal and Judicial and Other Institutional Reforms Supported by the World Bank*, The Hague: Kluwer Law International.

- Tamanaha, Brian Z. [1995] “The Lessons of Law-and-Development Studies,” *American Journal of International Law*, Vol.89, pp 470-486.
- Trubek, David M and Galanter, Marc [1974] “Scholars in Self-Estrangement: Some Reflections on the Crisis in Law and Development Studies in the United States,” *Wisconsin Law Review*, pp1062-1103.
- World Bank [2002] *World Development Report 2002: Building Institutions for Markets*, New York, Oxford University Press.
- [2000] *Initiatives in Legal and Judicial Reform*, Legal and Judicial Reform Unit, Washington DC: The World Bank.
- [2003] *Legal and Judicial Reform: Strategic Directions*, Legal Vice Presidency, Washington DC: The World Bank.
- [2004] *Initiatives in Legal and Judicial Reform*, Legal Vice Presidency, Washington DC: The World Bank.